

令和 2 年 9 月 28 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

令和 2 年 7 月 8 日付け諮問第 3130 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、審議、意見募集による提出意見等を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案の一部について、別添 1 のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添 2 のとおりである。

以上

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和元年総務省告示第百六十七号（電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗 武田 良太

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄

九 SBパートナーズ株式会社

十 エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社

十一 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

十二 エヌ・ティ・ティ・ネオメイト株式会社

十三 NTTビジネスソリューションズ株式会社

十四 エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ株式会社

十五 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

十六 NTTリミテッド・ジャパン株式会社

十七 エヌ・ティ・ティ・オプテージ株式会社

十八 エヌ・ティ・ティ・モバイル株式会社

十九 エヌ・ティ・ティ・ソラコム株式会社

二十 エヌ・ティ・ティ・中部テレコミュニケーション株式会社

二十一 エヌ・ティ・ティ・ドコモCS株式会社

二十二 エヌ・ティ・ティ・ビッググローブ株式会社

二十三 エヌ・ティ・ティ・ヤフー株式会社

二十四 エヌ・ティ・ティ・UQモバイル沖縄株式会社

二十七 二十四

LINEモバイル株式会社

二十八 二十五

楽天コミュニケーションズ株式会社

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定 に関する告示案に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和2年7月16日(木)から同年8月19日(水)まで
- 意見提出件数 : 2件 (法人・団体 : 1件、個人 : 1件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	NTTリミテッド・ジャパン株式会社
2	個人

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定
に関する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>当社は、令和2年6月24日に、社名を変更しました。 変更前：エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社 変更後：NTTリミテッド・ジャパン株式会社 社名変更のみであり、提供する電気通信役務の変更はございません。 【NTTリミテッド・ジャパン株式会社】</p>	<p>○ 御意見を受けて総務省において確認した結果、社名が変更されたこと及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項に規定する「移動電気通信役務」の変更はないことが確認されたとのことであるため、別添1のとおり、社名を変更することが適当と考えます。</p>	有
<p>本改正において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける指定電気通信事業者の適用範囲の要件として、MNOの特定関係法人を指定しているが、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）の子会社である「株式会社ジュピターテレコム」（J:COM）がKDDI（MNO）の携帯電話回線を使用したMVNO事業（J:COM MOBILE）を行っているにも関わらず、指定事業者に含まれていない。</p> <p>当該会社はKDDI及び住友商事株式会社各50%の出資比率（https://www.jcom.co.jp/corporate/company/）であり、MNOの特定関係法人とみなし指定すべきである。 【個人】</p>	<p>○ 株式会社ジュピターテレコムは、電気通信事業法第27条の3第1項に規定する「移動電気通信役務」を提供する電気通信事業者ではないことから、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者には当たらないものと考えます。</p> <p>○ なお、ご指摘のMVNOサービスを提供する電気通信事業者は、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の特定関係法人に該当しないものと承知しています。</p>	無